ウ　調査の地点
　調査地域内における調査の地点の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の情報の収集等に適切かつ効果的な地点が設定されるものとすること。
エ　調査の期間及び時期
　調査の期間及び時期の設定に当たっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期が設定されるものとすること。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間が確保されるものとするとともに、年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始されるものとすること。
　また、既存の長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果とが対照されるものとすること。
オ　調査によって得られる情報の整理の方法
　調査によって得られる情報は、当該情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時等について、当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるように整理されるものとすること。
　また、希少生物の生息・生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮が行われるものとすること。
カ　環境への影響の少ない調査の方法の選定
　調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査の方法が選定されるものとすること。

(2)　港湾管理者による予測の手法の選定に当たっての留意事項を港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。
ア　予測法
　選定項目の特性、港湾計画特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、具体的な予測の方法（以下「予測法」という。）を選定するものとすること。
イ　予測地域
　予測の対象となる地域の範囲（以下「予測地域」という。）は、港湾計画特性及び地域特性を十分勘案し、選定項目ごとの調査地域の内から適切に設定されるものとすること。
ウ　予測の地点
　予測地域内における予測の地点は、選定項目の特性、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点等が設定されるものとすること。
エ　予測の対象となる時期
　予測の対象となる時期は、港湾計画特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を十分勘案して、選定項目ごとの環境影響を的確に把握できる時期（以下「予測年次」という。）が設定されるものとすること。
オ　予測の前提条件の明確化
　予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるように整理されるものとすること。
カ　将来の環境の状態の設定のあり方
　環境の状態の予測に当たっては、当該対象港湾計画に定められる港湾開発等以外の事業活動等によりもたらされる地域の予測年次における環境の状態（予測年次における環境の状態の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状態とする。）を明らかにできるように整理し、これを勘案して行うものとすること。この場合において、地域の予測年次における環境の状態は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して設定されるよう努めるものとすること。
　なお、国又は地方公共団体による環境保全措置又は環境保全施策が講じられている場合であって、予測年次における環境の状態の推定に当たって当該環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるように整理されるものとすること。
キ　予測の不確実性の検討
　科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理されるものとすること。この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとすること。

(3)　港湾管理者による評価の手法の選定に当たっての留意事項を港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。
ア　環境影響の回避・低減に係る評価
　港湾施設の配置、土地の造成のあり方を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象港湾計画に定められる港湾開発等により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとすること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理されるものとすること。
　なお、これらの評価は、港湾管理者により実行可能な範囲内で行われるものとすること。
イ　国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討
　評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討されるものとすること。
ウ　その他の留意事項
　評価に当たって港湾管理者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるように整理されるものとすること。

(4)　港湾環境影響評価項目等選定指針において、(1)又は(2)に規定するところにより留意事項を示すに当たっては、一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容を踏まえつつ、参考項目の特性、参考項目に係る環境要素に及ぼすおそれのある影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、(1)又は(2)に規定する留意事項の趣旨を踏まえ、調査法、調査地域、調査の期間及び時期、予測法、予測地域、予測の対象となる時期等のそれぞれについて、港湾管理者が地域特性等を勘案するに当たって参考となる調査又は予測の手法（以下「参考手法」という。）